

令和6年度 事業承継に係る企業等実態調査業務 仕様書

本仕様書は、徳島商工会議所 徳島県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という）が行う、事業承継に係る企業等実態調査業務に関する委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 業務名

令和6年度 事業承継に係る企業等実態調査業務

2 目的

本業務は、センターが行う事業承継・引継ぎ支援事業において、徳島県内企業の円滑な事業承継支援を進めていく上で効果的な施策を検討するため、県内企業経営者の事業承継の現状や意識等を調査し、課題や求められる事業承継支援ニーズを把握することを目的として実施するものである。

3 対象者抽出の条件について

(1) 対象者抽出の条件

本調査の対象者は、徳島県内の中小企業者・小規模企業者（以下「対象者」という。）とする。なお、中小企業者・小規模企業者の定義については、中小企業基本法の定義に準ずるものとし、以下の条件に該当する対象者とする。

- ① 県内の中小企業者・小規模企業者とは、徳島県内に本拠地を持つ事業者とする。
- ② 対象者の売上高は、年商500万円以上とする。
- ③ 対象者の代表者年齢および事業所規模（従業員数）は制限なし
- ④ 対象者の資本金は1億円未満とする。
- ⑤ 対象者の業種は、日本標準産業分類に基づく下記に掲げる業種および法人形態を除くものとする。

大分類A（中分類「02」：林業）

大分類B（中分類「03」：漁業「水産養殖業を除く」）

大分類J（中分類「67」：保険業「保険媒介代理業、保険サービス業を含む」）

大分類L（中分類「71」学術・開発研究機関）

大分類O（中分類「81」学校教育）

大分類Q（複合サービス事業）

大分類R（中分類「93」政治・経済・文化団体、「94」宗教、「96」「外国公務」）

大分類S（公務「他に分類されるものを除く」）

(法人形態)

- ・医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人

4 実施概要

主な業務は次のとおり実施するものとする。

(1) 調査対象先のリストアップ（抽出）

目的に沿った調査対象者をリストアップ（抽出）すること。

(2) 調査票作成業務

ア 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を必要分印刷すること。

- ① 調査協力依頼文書（文面データはセンターから提供）A4、1ページ片面
- ② 往信用封筒（角2）
- ③ 調査票
- ④ 返信用封筒（長3、透明なものは不可。料金受取人払いとし、その手続きは受託者が行うこと。）

イ 封入・発送作業

調査先の宛名シールを作成し、往信用封筒に貼り付け、「調査協力依頼文書」、「調査票」、「徳島県事業承継・引継ぎ支援センターチラシ（支援センターから提供）」、「返信用封筒」を各1部ずつ同封し、発送すること。

ウ 調査の実施、結果の取りまとめ

受託者は調査を行い、回収した調査結果について取りまとめを行うこと。（最低限、設問ごとの単純集計は行うものとする。）回答内容に矛盾があった場合は、受託者が回答者に電話で確認し、正確性を高めること。

エ 調査結果の報告

業務完了後、業務実績報告書をセンターに提出すること。

(3) 成果品の提出

ア 提出成果品

- ① 発送書類一式 1部
- ② 調査結果や集計結果を保存した CD-ROM(Excel) 1枚
- ③ 業務報告書 1部
- ④ 回答のあった調査票（紙で回答があった場合）

イ 納品場所

徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 1階
徳島県事業承継・引継ぎ支援センター

5 見積限度額

委託上限金額を3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）までとする。

7 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、受託候補先決定後、徳島商工会議所（以下「本所」という）と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。

8 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については「徳島商工会議所個人情報保護規定」及び「徳島商工会議所 特定個人情報を含む個人情報保護方針」に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本所が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知りえた情報を他のものに知らせ、または不当な目的に利用することがないよう徹底する。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄または消去すること。

9 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は本所に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当初は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、本所が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、本所の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ本所の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、本所と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (7) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに本所へ報告すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、本所および受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (9) 本所は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、受託した金額の範囲内において仕様書の変更に応じること。本業務仕様書に定めのない事項については、本所と協議の上決定するものとする。